

鹿児島市動物の愛護及び管理に関する条例が制定されました

〈令和2年6月1日施行〉

～人と動物の調和のとれた共生社会の実現に向けて～



◇条例のポイント◇

○市、市民、飼い主等の責務を規定

- 〈市〉動物の健康・安全の保持、動物が人に迷惑を及ぼすことの防止等のため、必要な施策を講じる
- 〈市民〉動物の愛護に努めるとともに、市の施策に協力する
- 〈飼い主になろうとする者〉飼養の目的、生活環境、飼養能力等に適した動物を選ぶ
- 〈飼い主〉飼養する動物に関して必要な措置を講じる（詳しくは裏面へ）

○猫の多頭飼養の届出の義務化

飼っている猫が10頭以上となった場合は、保健所への届出が必要です

○飼い主のいない猫に対する不適切な給餌の禁止

周辺の住民の生活環境に支障が生じるような不適切な給餌が禁止されます

詳しくは裏面へ

動物を飼うということは、動物の命を預かる責任と、社会に対する責任を持つということです。命ある動物への責任を十分に自覚し、動物の種類や習性に応じ、快適で安全に暮らせるように環境を整え、健康管理に注意を払うなど、その命を終えるまで適切に飼いましょう。また、飼い主も動物も社会の一員として暮らすためには、地域社会のルールに従う必要があります。動物が周囲に迷惑をかけないようにすることは飼い主の責務です。飼い主が適切な飼養管理を行うなどし、生活環境の保全に努めましょう。

飼い主の責務

- ◆動物が病気にかかったり、負傷したりした場合は、速やかに必要な処置を行う
- ◆飼い主の氏名や連絡先が分かるように、動物にはマイクロチップ、名札、鑑札等を装着する
- ◆災害時に動物と「同行避難」ができるよう、日頃からしつけを行い、避難用品を備蓄する

犬の飼い主の遵守事項

(必ず守っていただきたいこと)

- ◆犬を常に係留しておく
- ◆犬を外に連れて行くときは、ふんを持ち帰るための道具や尿を流すための道具を携行し、適切に処理する

猫の飼い主の責務

(取り組むよう努めていただきたいこと)

- ◆屋内で飼養する
- ◆排便のしつけを行う
- ◆不妊去勢手術を行う

10頭以上の猫を飼う場合、保健所への届出が必要です

飼っている猫が10頭以上になったときから30日以内に、飼い主の住所・氏名、飼養頭数などを届け出なければなりません。

※生後90日以内の猫は除きます

※第一種動物取扱業者・第二種動物取扱業者は対象外です

野良猫への不適切な餌やりを行ってはいけません

飼い主のいない猫に餌を与える場合は、適切な方法により行い、周辺の住民の生活環境に支障が生じるような給餌を行ってはいけません。

適切な方法とは？

- ◎餌を放置せず、給餌場所やその周辺を清潔に保つ
- ◎猫の糞尿を適切に処理する
- ◎不妊去勢手術を受けた猫、または受けさせようとする猫を対象とする

地域猫活動
に取り組み
ましょう！



マグマシティ
鹿児島市

鹿児島市保健所 生活衛生課 動物愛護管理係

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号 (市役所別館3階)

TEL 099-803-6905 FAX 099-803-7026